

(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく自動車の非関税措置に関する日本国政府とカナダ政府との間の交換公文)

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「協定」という。）の締結並びに協定の実施及び適用に関連して、日本国政府とカナダ政府との間で到達した次の合意を確認する光栄を有します。

日本国及びカナダは、いずれかの締約国が制定し、又は適用する自動車の安全並びに排出ガス及び騒音に関する強制規格、任意規格又は適合性評価手続に関し、世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第一条並びに同附属書の貿易の技術的障害に関する協定 2.1 及び 5.1.1 の規定に基づいて最恵国待遇を与える両国の義務を再確認する。このため、日本国政府は、次の措置（この書簡の附属書において一層詳細な事実関係について規定する。）の実施及び適用を確保するため、日本国において効力

を有する法令に従って適切な措置をとる。

(a) 日本国の輸入自動車特別取扱制度（以下「PHP」という。）の下で認証される自動車について、排出ガス及び騒音の試験に関する簡素化された手続を活用することができること。

(b) 自動車に関する中央政府機関の財政上の奨励措置（注1）の対象からPHPの下で認証される自動車を排除しない方法でPHPを制定し、及び適用すること（注2）。

注1 中央政府機関の財政上の奨励措置には、他の団体（地方政府機関を含む。）が実施する措置を含む。「財政上の奨励措置」には、中央政府機関の税制上の奨励措置を含むが、これに限定されない。

注2 日本国は、財政上の奨励措置を実施する場合には、自動車（PHPの下で輸入されるものを含む。）について、当該財政上の奨励措置の基準を満たすかどうかを判断するために必要な要件を適用することができる。

(c) 日本国の道路運送車両法に基づく安全規則の要件であつて日本国の権限のある当局が二千十五年四月一日時点で特定したもの（注1）に関し、日本国の権限のある当局が、アメリカ合衆国の連邦自動車安全基準（以下「アメリカ合衆国のFMVSS」という。）の一の要件がこれに対応する道路運送車両法に基づく一の要件よりも緩やかなものでないと認める場合には、アメリカ合衆国のFMVSSの当該一

の要件に適合する自動車は、道路運送車両法に基づく当該一の要件に適合するものとみなすこと。そのような待遇は、道路運送車両法に基づく当該一の要件が変更され、かつ、変更された要件が変更前よりも実質的に厳しいものになる場合を除き、適用する（注2）。当該場合には、日本国は、道路運送車両法に基づく当該一の要件が変更された日の後、通常十二箇月以上の期間、そのような待遇を引き続き与える。

注1 この(c)の規定の適用上、道路運送車両法に基づく安全規則の要件であって日本国の権限のある当局が二千十五年四月一日時点で特定したものは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づいて採択される規則（以下「国際連合規則」という。）、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定（以下「千九百九十八年協定」という。）に基づいて作成される規則（以下「GTR」という。）及びアメリカ合衆国のFMVSSのいずれにも準拠していないものである。

注2 道路運送車両法に基づく要件であって日本国の権限ある当局が二千十五年四月一日時点で特定したものについて今後行われる変更に関し、日本国は、変更された当該要件が国際連合規則又はGTRに準拠しており、結果として変更前の当該要件

よりも実質的に厳しいものになるかどうかを検討する。

日本国及びカナダは、自動車の環境性能及び安全についての基準を調和させるため、千九百九十八年協定に基づく活動を含め、二国間で協力する。

本使は、更に、協定第二十八・三条（適用範囲）3の規定に基づき、この書簡並びに英語及びフランス語においてひとしく効力を有する貴官の確認の返簡が両政府間の合意を構成し、協定第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決に服するものであることを提案する光榮を有します。申立国は、この合意に基づく手続が協定第二十八章（紛争解決）に規定する期間又は協定第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）付録D-2（自動車の貿易に関する日本国とカナダとの間の付録）第四条に規定する紛争解決に関する加速された期間で行われることを求めることができます。この合意は、日本国及びカナダについての協定の効力発生の日に効力を生じます。

二千十八年十一月二十九日にオタワで

カナダ駐在日本国特命全権大使 石兼公博

カナダ国際貿易次官 テイモシー・サージエント殿

附属書

1 P H P 試験に関する簡素化された手続

日本国政府は、二千十八年四月一日に、P H P の下で日本国に輸入される型式の自動車（以下「P H P 車」という。）について、排出ガス及び騒音の要件に適合するために必要となる抜取試験の頻度が軽減されることを定めた。当該型式の自動車に対する試験の割合は、次の頻度を超えないものとする。

(a) 排出ガスの要件に関し、抜取試験の頻度は、最初の三百台については五十台に一台、その後は百台に一台という以前の要件から次の要件に軽減された。

(i) 過去の各抜取試験における実績が適用された要件を大幅に上回っている場合には、最初の千二百台については百台に一台、次の千八百台については二百台に一台、その後は三百台に一台

(ii) 過去の各抜取試験における実績が適用された要件を満たしているが、大幅に上回っていない他の全
ての場合には、最初の三百台については五十台に一台、次の二千七百台については百台に一台、その
後は二百台に一台

(b) 騒音の要件に関し、抜取試験の頻度は、三百台に一台という以前の要件から次の要件に軽減された。

過去の各抜取試験における実績が適用された要件を満たしている場合には、最初の千二百台については三百台に一台、次の千八百台については六百台に一台、その後は九百台に一台

2 P H P に関する財政上の奨励措置

日本国政府は、この書簡の(b)に定める約束を履行するため、二千十八年八月一日に、中央政府機関の現行の税制上の奨励措置をP H P 車に適用可能なものとするためにエネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネルギー法」という。）の関連する省令及び告示を改正した。

現在、省エネルギー法に基づく燃費基準及び燃費表示の要件は、P H P 車には適用されていない。省エネルギー法に基づく燃費基準及び燃費表示の要件のP H P 車への適用をもたらし得る関連要素において現時点では根本的な変化がないことから、省エネルギー法に基づいてP H P 車に与えている現在の待遇を変更する予定はなく、現在の待遇は、予見される将来にわたって継続する。

3 基準

日本国の道路運送車両法に基づく安全規則の要件であって日本国の権限のある当局がこの書簡の(c)に定

めるところにより特定したものに關し、アメリカ合衆国のFMVSSに基づく要件であつて、これらに對
應する道路運送車両法に基づく要件よりも緩やかなものでないと日本国の権限のある当局である国土交通
省が二千十五年四月一日時点で認めたものは、次のとおりである。

- 1 前面衝突（フルラップ）（FMVSS二〇八）
- 2 後面衝突（FMVSS三〇一）
- 3 内装材料の難燃性（FMVSS三〇二）
- 4 番号灯（FMVSS一〇八）
- 5 車室内後写鏡の衝撃緩和（FMVSS一一一）
- 6 乗用車等の風防ガラス用窓拭き器及び洗浄液噴射装置（FMVSS一〇四）
- 7 風防ガラス用防霜・防曇装置（FMVSS一〇三）

(カナダ側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、二千十八年十一月二十九日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認いたします。

(日本側書簡)

本官は、カナダ政府がこの了解を共有することを確認するとともに、協定第二十八・三条(適用範囲) 3の規定に基づき、閣下の書簡並びにフランス語及び英語においてひとしく効力を有するこの返簡が両政府間の合意を構成し、協定第二十八章(紛争解決)の規定による紛争解決に服するものであることに同意する光栄を有します。申立国は、この合意に基づく手続が協定第二十八章(紛争解決)に規定する期間又は協定第二章(内国民待遇及び物品の市場アクセス) 付録D-2(自動車の貿易に関する日本国とカナダとの間の付録) 第四条に規定する紛争解決に関する加速された期間で行われることを求めることができます。この合意

は、カナダ及び日本国についての協定の効力発生の日に効力を生じます。

二千十八年十一月二十九日にオタワで

カナダ国際貿易次官 テイモシー・サージエント

カナダ駐在日本国特命全権大使 石兼公博閣下